# 第18章 放射能問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力㈱福島第一原子力発電所が被災し、放射性セシウム134、放射性セシウム137などの放射性物質が広い範囲に飛散し、大気中の空間放射線量や、飲料水、野菜類、茶葉、魚に含まれる放射性物質に関する報道が相次いだ。

また、同年5月以降は、各地の浄水場や下水道 終末処理場等の汚泥から放射性物質が検出された ことにより、その処分方法が大きな問題となった。 本市は、福島第一原子力発電所から約250km離れているが、放射能汚染の不安は市民生活に大きな影響を及ぼしている。

### 1 公共施設等の放射線量の測定

国は、平成23年8月に示した「除染に関する緊急実施基本方針」において、追加被ばく線量(自然被ばく線量を除いた福島原発由来の被ばく線量)が年間1mSv(ミリシーベルト)以下となることを長期的な目標とした。これを、屋外活動での

放射線被ばく量に換算すると、毎時 $0.23 \mu Sv$ (マイクロシーベルト)未満となる。

市では、23年7月下旬から市内10地点での空間 放射線量を毎月測定している。24年度末までの測 定結果は表 18-1のとおりで、地域によって多少 の差はあるものの測定当初と比較して減衰傾向に あることが確認された。

また、測定当初からの数値は、市民の健康に影響を与えるレベルではないと思慮される。

公共施設においては、23 年 11 月から学校、保育園、公園などで詳細な測定を実施しているが、25 年 3 月末までに部分的に 0.23  $\mu$  Sv 毎時を超過した場所が 22 施設、46 地点で確認されたため、23 年 10 月に策定した「君津市放射線量低減基本方針」で定めた除染基準及び除染方法に基づき、表土や泥等を除去し、市有地内に処理することで除染作業を完了している。

(表 18-1) 放射線量の定点測定結果(地上高さ 50cm)

(単位: μ Sv/時)

測定月	平成 23 年度				平成 24 年度			
測定地点	7月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月
保健福祉センター	0. 12	0.11	0. 11	0. 10	0. 10	0.09	0. 09	0.09
小糸公民館	0. 10	0. 10	0. 10	0. 10	0. 08	0.08	0. 07	0.08
清和公民館	0. 07	0. 07	0. 07	0.06	0.06	0.06	0. 05	0.05
小櫃公民館	0.06	0.06	0.06	0. 07	0.06	0.05	0. 05	0.06
消防署上総分署	0. 07	0. 07	0. 08	0. 07	0.06	0.06	0. 06	0.06
神門コミュニティセンター	0. 11	0.09	0. 08	0.08	0. 08	0. 07	0. 07	0.07
貞元コミュニティセンター	0.09	0. 10	0. 10	0.09	0. 08	0.08	0. 07	0.07
南子安コミュニティセンター	0. 11	0. 10	0. 11	0.09	0. 08	0. 07	0. 07	0.07
松丘コミュニティセンター	0.06	0. 07	0. 07	0.06	0.06	0.06	0. 05	0.06
亀山コミュニティセンター	0.06	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0. 04	0.06

#### 2 一般家庭の放射線量の訪問測定

市では、平成24年4月から一般家庭の放射線 量の訪問測定を行い、併せて放射能に関する問合 せに応じている。

24年度は市民からの申込みにより、312戸、延 べ1,197地点で測定を実施した。

この結果、君津地区の 10 戸、14 地点で毎時 0.23 μSv を超過する箇所を確認した。

## 3 水道水の放射性物質

市の水道水については、毎月1回の頻度で配水 施設ごとに原水と浄水を検査しており、これまで 放射性物質は検出されていない。

#### 4 学校給食の放射性物質

学校給食については、週1回の頻度で給食に使用される食材を検査しており、これまで放射性物質は検出されていない。

# 5 農林水産物の放射性物質

千葉県では、平成23年3月から県内産の農林水産物のモニタリング検査を行っており、君津市では23年10月に露地栽培の原木しいたけから1kg当たり734Bq(ベクレル)の放射性セシウムが検出されたため、国から出荷制限の指示が出された。

厚生労働省は、24年4月に食品等の放射性セシウムの暫定規制値を見直し、飲料水を10 Bq/kg、乳児用食品、牛乳を50 Bq/kg、一般食品を100Bq/kgとした。

24年9月には市内で捕獲したイノシシの肉から 210 Bq/kg の放射性セシウムが検出されたため県 内全域で出荷制限となったが、現在は、県の出荷・ 検査方針に基づき管理される施設で処理加工され るイノシシ肉に限り、全頭検査等を条件に出荷制 限が解除されている。 また、24 年 12 月には市内の施設栽培の原木しいたけからも 112 Bq/kg の放射性セシウムが検出されたため、出荷制限の指示が出された。

# 6 廃棄物最終処分場の浸出水と放流水

原子力災害対策本部は、平成23年6月に「汚泥や焼却灰の放射性セシウム134と137の合計値が1kg当たり8,000Bq以下であれば、管理型廃棄物最終処分場での埋め立ては問題ない」とした。

このため、市内の民間廃棄物最終処分場には、 県内自治体で発生した 8,000Bq/kg 以下の下水汚 泥や焼却灰等約 28,500 t が搬入された。

また、25年1月から使用が開始された同社の第 2期処分場には、3月末までに約7,300tの下水汚 泥等が搬入された。

市では、23年8月から毎月1回、廃棄物最終処分場の浸出水(廃棄物層を通して染み出た水)と 放流水(浸出水を水処理施設で処理した水)の検 査を実施しているが、これまでに放射性物質は検 出されていない。

#### 7 溶融飛灰の最終処分

市内の一般廃棄物については、(株かずさクリーンシステムにて溶融処理しているが、その際、3%程度が溶融飛灰として発生する。この溶融飛灰の処分については、当初は市内の民間廃棄物最終処分場に搬出していたが、「放射性物質汚染対処特措法」の施行によってばいじん(溶融飛灰を含む)の処理基準が厳しくなったことで、当該処分場での埋立てができなくなった。

このため、君津、木更津、袖ヶ浦の3 市では、 (株かずさクリーンシステムの敷地内に溶融飛灰を 一時保管してきたが、24年8月からは県外の民間 の最終処分場に受け入れをお願いしている。